

山梨県公報

第百五十二号

令和二年

十二月十四日

月 曜 日

目次

○家畜伝染病の発生……………六一五

公 告

○甲府都市計画の変更案の縦覧……………六一五

告 示

山梨県告示第三百二十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和二年十二月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	富士河口湖町	令和二年十二月三日

公 告

●甲府都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年十二月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画の種類 甲府都市計画道路(三・四・三十三号 大手二丁目浅原橋線)

二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課

甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課

四 縦覧期間 この公告の日から令和二年十二月二十八日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番